

令和3年(2021年)8月26日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

### 緊急事態宣言期間中の部活動の取扱いについて

日頃は、本市学校教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言期間中に伴う新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、令和3年(2021年)8月19日付「緊急事態宣言下における豊中市立小中学校の学校教育活動について」の内容を継続しますが、部活動については、下記のとおり変更することをお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 期間

令和3年(2021年)8月26日(木)～緊急事態宣言期間中

#### 2. 部活動について

部活動については、原則休止とします。ただし、学校が、公式戦やコンクールへの出場、発表の場への参加及び参加に向けての活動にあたっての必要性を鑑み、実施を判断する場合には、公式戦やコンクールへの出場、発表の場へ参加する日の当日から1週間前の期間に限り、感染拡大防止対策を徹底したうえで、活動時間を平日1時間以内、土日祝は2時間以内とし、実施することができます。

なお、感染リスクの高い活動(生徒どうしが近距離で向き合う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、身体接触を伴う活動など)は実施しません。引き続き、府内外を問わず、他校との練習試合や合同練習等は実施しません。

部活動の実施にあたっては、発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるように指導を徹底します。活動前後の生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時には少人数で、身体的距離を確保するよう指導します。公式戦やコンクール等に参加する際は、学校として主催団体が十分な感染症対策を講じていることを確認するとともに、参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じます。